

2024年3月22日  
福邦カード株式会社

福邦 UC カード会員規約改定のお知らせ

2024年3月25日付で、福邦 UC カード会員規約を改定いたします。改定箇所は以下のとおりです。【下線部は改定部分を示します】

改定前	改定後
<p>第10条（退会及びカードの利用停止と返却）</p> <p>2. 会員が次の各号の一つにでも該当した場合、その他当社が会員として不適当と認めた場合は、当社は、何らの通知又は催告を要せずして、カード及び第16条第1項（ロ）に定める付帯サービスの全部もしくは一部の使用停止又は会員の資格を取消しすることができ、これらの措置とともに加盟店に当該カードの無効を通知することがあります。その場合カードは当社の指示する方法に従い返却するものとします。</p> <p>（イ）～（カ） （略）</p> <p>&lt;新設&gt;</p>	<p>第10条（退会及びカードの利用停止と返却）</p> <p>2. 会員が次の各号の一つにでも該当した場合、その他当社が会員として不適当と認めた場合は、当社は、何らの通知又は催告を要せずして、カード及び第16条第1項（ロ）に定める付帯サービスの全部もしくは一部の使用停止又は会員の資格を取消しことができ、これらの措置とともに加盟店に当該カードの無効を通知することがあります。その場合カードは当社の指示する方法に従い返却するものとします。</p> <p>（イ）～（カ） （略）</p> <p><u>（ヨ）本人会員が出入国管理及び難民認定法に基づく在留資格を有する外国人の場合で、その在留資格を喪失又は在留資格の確認ができない場合。</u></p>
<p>第26条（支払停止の抗弁）</p> <p>1. 会員は、ショッピングサービスに下記事由が存するときは、その事由が解消されるまでの間、支払いを停止することができるものとします。</p> <p>（イ）商品、権利又は役務の提供がなされないこと。</p> <p>（ロ）商品の破損、汚損、故障、その他瑕疵（欠陥）があること。</p>	<p>第26条（支払停止の抗弁）</p> <p>1. 会員は、ショッピングサービスに下記事由が存するときは、その事由が解消されるまでの間、支払いを停止することができるものとします。</p> <p>（イ）商品、権利又は役務の提供がなされないこと。</p> <p>（ロ）商品の破損、汚損、故障、その他の<u>種類又は品質に関して契約の内容に適合しない場合</u>があること。</p>

（個人）

2024年3月現在